

川崎市公告第1095号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和8年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

プラスチック資源再商品化等事業者の選定
(プラスチック資源中間処理・再商品化等業務委託)

(2) 再商品化計画の期間(履行期間)

令和10年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 再商品化業務概要

ア 業務目的

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第33条に基づき、本市が分別収集したプラスチック資源(プラスチック製容器包装及びプラスチック製品を一括で収集したもの)について、本市が事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、再商品化計画に基づいて事業者による選別等の中間処理及び再商品化を行うものです。

イ 業務概要

(1) 計量及び受入

(2) 中間処理・保管

(3) 再商品化

(4) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく品質検査等

(5) 製品の販売

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「プロポーザル関連情報」に掲載されたリンク先から「実施要領」を入手の上、「実施要領」に記載された参加資格の確認をお願いします。

3 提案者を特定するための評価基準

「実施要領」に記載された評価項目と評価基準に沿って採点を行います。

4 参加意向申出書等の受付

参加を希望する者は、次のとおり提出することとします。

(1) 提出書類

様式1と契約実績等を証する書類及び一般廃棄物処理施設の設置許可証又は許可申請書第1面の写しを持参にて提出してください。

(2) 提出期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月7日（金）午後5時までとします。

(3) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階

川崎市環境局施設部処理計画課（担当：栗野、小島、山口、笠原、漆館）

午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

電話 044-200-2587（直通）

電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

(4) 提出方法

持参のみ

5 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者には、令和8年8月13日（木）までに参加資格確認結果通知書を交付します。

6 実施要領等への質問の受付及び質問回答

実施要領等に関する質問を受け付けます。

(1) 質問方法

質問書（様式2）を電子メールによる送信のみ受け付けます。

電子メールアドレスや担当者は、次のとおりです。

川崎市環境局施設部処理計画課

担当：栗野、小島、山口、笠原、漆館

電子メール：30syori@city.kawasaki.jp

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

(2) 受付期間

令和8年8月13日（木）～令和8年8月21日（金）

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

令和 8 年 8 月 28 日（金）までに、全ての応募者に電子メールにて回答を送付します。なお、質問者名は公表しません。

7 企画提案書等一式の受付

応募者は、企画提案書等一式を次のとおり提出することとします。

(1) 提出書類

企画提案申請書（様式 3）及び事業者（グループ）の概要（様式 4）を記入し、「実施要領」に記載の書類一式を作成し、必要部数提出してください。

(2) 提出期間

令和 8 年 8 月 13 日（木）から令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時までとします。

(3) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 20 階
川崎市環境局施設部処理計画課（担当：栗野、小島、山口、笠原、漆館）
午前 9 時～午後 5 時（閉庁日及び正午～午後 1 時を除く）
電話 044-200-2587（直通）

(4) 提出方法

持参のみ

8 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者（最優秀者）を優先交渉権者として選出します。

(1) 実施日時

令和 8 年 9 月 2 8 日（予定）（詳細な日時・場所は追って連絡します）

(2) 内容・方法等

提案書を使用し、口頭にて説明を行うこととします。なお、資料の追加・変更は認めません。1 応募者当たり 30 分程度（うち説明 20 分、質疑応答 10 分）とします。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間の変更を行う場合があります。プレゼンテーションの出席者は 1 応募者当たり 3 名以内とします。

9 契約の手続等

優先交渉権者と国への認定申請の手続きに向けた協定書を締結の上、本市が作成する再商品化計画の再商品化実施者に指定し、国との認定申請手続きを開始します。

本市が再商品化計画を作成する際は、施設の図面や機器リスト等の計画に必要な資料等の提出のほか、再商品化物の引取先事業者などの関係事業者間の調整を行っていただきます。

認定取得後に、本業務に係る仕様書の細部や契約金額等について協議を行い、協議が

成立した場合に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約として委託契約を締結します。

10 その他

(1) 実施要領等の承諾

応募者は、実施要領等に記載された内容を承諾の上、応募してください。

(2) 応募に係る費用

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とします。

(3) 提出期間後の応募書類の差替え等

提出期間後における応募書類の差替え及び再提出は認めません。

(4) 提案書の取扱い

各事業者から提出された書類等は、今回の評価・選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 使用言語、通貨

応募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は日本円とします。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

(ア) 応募資格のない企業等が行った応募

(イ) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(ウ) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

(エ) 提出書類の提出後に、参加者の資格要件を満たさなくなった場合

(オ) 提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加しなかった場合

(7) 各種書類提出先・問い合わせ先

4 (3) と同じ。

(8) その他

詳細につきましては、実施要領等を御参照ください。